

2. 長期優良住宅化リフォーム推進事業 一戸当たり補助上限 300 万円

◆概要

質の高い住宅ストックの形成及び子育てしやすい環境の整備を図るため、既存住宅の長寿命化や三世代同居など複数世帯の同居の実現に資するリフォーム工事に対する補助制度。リフォーム前にインスペクションを行うこと、工事後に維持保全計画を作成することが要件。

主な要件として、リフォーム工事前にインスペクションを行うこと、工事後に維持保全計画を作成すること、リフォーム工事後に劣化対策と耐震性の基準を満たし、省エネ、維持管理・更新の容易性、高齢者等対策（共同住宅）、可変性（共同住宅）または三世代同居改修工事のいずれかの基準に適合すること。

補助額はリフォーム工事の合計額の 1/3 以内の額

限度額は 100 万円/戸（長期優良住宅の場合は 200 万円）

三世代同居の場合は 150 万円/戸（長期優良住宅は 250 万円/戸）※ただし三世代同居対応工事費は 50 万円/戸を上限とする

(1) 特定性能向上工事

以下の性能項目の基準を満たすための性能向上工事

- a 劣化対策
- b 耐震性
- c 維持管理・更新の容易性
- d 省エネルギー対策
- e 高齢者等対策（共同住宅のみ）
- f 可変性（共同住宅のみ）

(2) 三世代同居改修工事

キッチン・浴室・トイレ・玄関の増設に係る工事

※ただし、工事完了後いずれか 2 つ以上が複数箇所あること

(3) その他性能向上工事

(1) 以外の性能向上工事

- ・インスペクションで指摘を受けた箇所の改修工事
 - ・外壁、屋根の改修工事
 - ・バリアフリー工事
 - ・環境負荷の低い設備への改修
 - ・一定水準に達しない c～f の性能向上に係る工事 等
- ※ただし (1) の工事費を限度

(4) その他の工事

- ・単なる設備交換
- ・内装工事
- ・間取り変更工事
- ・意匠上の改修工事

インスペクション費用
リフォーム履歴作成費用
維持保全計画作成費用

制度の詳細

【長期優良住宅化リフォーム推進事業】<http://www.choki-r-shien.com/>